

富江小学校いじめ防止基本方針

本方針でめざす児童像		
【徳を積み 未来に向かって 英気を養う】		
ともに学ぶ子ども	みがき合う子ども	えがお輝く子ども

いじめの防止等に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本校児童に、いじめは決して許されない卑怯な行為であるという意識をもたせる。 ・全職員が、いじめは基本的人権の侵害に関わる重大な問題であることを共通認識する。 ・児童との触れ合いを大切に、児童理解に努めることで、いじめの早期発見、早期解決を図る。

保護者との連携	いじめ対策委員会	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの情報や要望には、迅速に対応する。 ・いじめが確認された場合はいじめを受けた児童と保護者に対する支援やいじめを行った児童と保護者に対する助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する措置は、全職員が一致協力して行う。組織として実行的に行うために、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(学級担任)をもって、中核的組織を設置する。 ・教頭を関係機関との連携の窓口とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪行為として取り扱われるものは、警察と連携する。 ・重大事態は、速やかに教育委員会に報告する。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーの派遣を要請する。

	学校(教職員・児童生徒)の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・親和的學校・学級集団づくりをする。 ・児童一人一人の児童理解に努め、心の交流を図る。 ・分かる、できる喜びを味わえる授業の実践・評価を行い、児童の自己肯定感を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を傷付けることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ・いじめをしてはいけないという態度を子どもに示す。 ・日常生活の中で規範意識を高める。
②いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子を学級担任、T T、専科、養護教諭など多様な立場から観察し、緊密な情報交換を行う。 ・生活アンケートを定期的に実施し、気になる児童については、教育相談を行う。 ・朝の健康観察や日常的な観察から児童の変容を捉える。 ・けんかやふざけ合いに見える事象も観察や調査を行い、いじめかどうか判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での言動、服装の汚れや乱れ、持ち物の紛失などに気を配る。 ・悩みは何でも相談できるような雰囲気や日常的に作っておく。 ・【地域】登下校中や週休日の児童の様子で、気になることがあったら学校へ連絡する。
③いじめに対する措置について	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や周辺からの的確な聞き取りや保護者への事実の報告など、迅速に初期対応をする。 ・つらく苦しい気持ちに共感し、当該児童を全力で守る。 ・保護者に安心感を与え、学校の信頼回復に努める。 ・いじめが止んだ後も3ヶ月以上は観察を継続する。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」という姿勢を全職員で示し、毅然とした態度で臨む。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・再発防止のための指導を徹底する。
	観衆(同調者) 傍観者(無関心者)	<ul style="list-style-type: none"> ・同調したり、傍観したりすることはいじめに加担することと同じであることに気付かせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さを理解させる。
④その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から人権意識の高揚を図るとともに、道徳教育を一層充実させる。 ・学校評価にいじめに関する項目を盛り込む。 ・いじめに関するアンケートで、いじめがあったものに関しては該当児童の在学期間保管する。 ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の周知に努める。 	